

# 原発汚染水問題に関する緊急政府交渉

3月12日(木) 13時～ 参議院議員会館101

排水路から外洋に放射能が流出していた問題では、東電だけの問題ではなく、規制委による監督が機能していないことが明らかになりました。一方で、規制委は、規制当局でありながら、タンク中の汚染水の海洋への放出を積極的に促すという異常な状況があり、漁業者や住民は怒りの声をあげています。

また、高浜原発や川内原発の再稼働審査が進んでいますが、いずれも汚染水対策はありません。規制委も対応を検討する体制を整備する方針を確認しただけです。

さまざまな汚染源が考えられるK排水溝



2月25日、本社ヘリ「おおづる」から

交渉内容は以下を予定しています。

- (1) 排水路問題…東電の対応と規制委が放置していた問題
- (2) タンク汚染水排出問題…規制委の放出方針撤回を要求
- (3) 汚染水対策と原発再稼働問題…対策もなしに再稼働は認められない

## ◆スケジュール

事前集会	13:00～14:20
政府交渉	14:30～16:00
事後集会	16:00～16:30

◆主催：ハイロアクション福島／脱原発福島ネットワーク／原子力規制を監視する市民の会／FoE Japan／福島老朽原発を考える会／グリーンピース・ジャパン／グリーン・アクション／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会／反原発・かごしまネット／玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

◆問合せ 090-8116-7155

## 交渉のポイント

2015.3.12

汚染水問題緊急政府交渉主催団体

### 1. 排水路問題

#### ★交渉のポイント

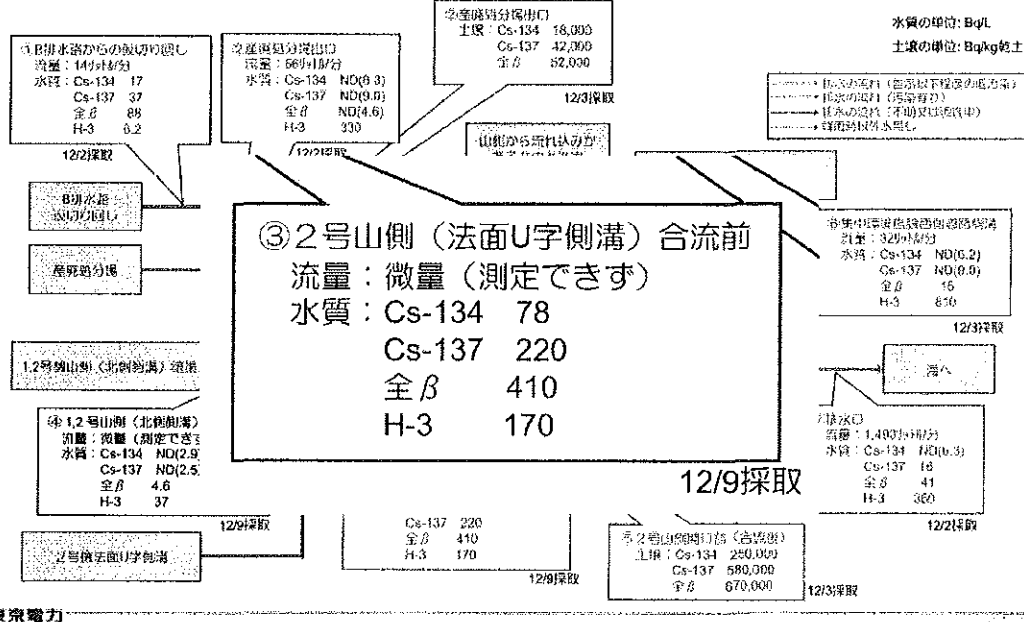
- ① K排水路からの汚染水流出について、汚染源は特定できているのか。原因の徹底究明が重要。
  - ・ 東電は2号機原子炉建屋や大物搬入口屋上に溜まっていた事故時のフォールアウトが汚染源と想定しているようだが、それで汚染源が確定できたといえるのか。フォールアウトなら、日が経つごとに雨で薄まって放射能濃度は減っていくはずだが、そうはなっていない。
  - ・ 原因については、勝手な憶測ではなく、一つずつさかのぼって検証すべき。
  - ・ K排水路からの汚染水流出は、事故直後の2011年3月25日、4月7日にも問題になっていた。この問題との関連は調べているのか。
- ② K排水路からの流出は、事故直後から続いていたのではないのか。
- ③ 2月22日のC排水路の警報・汚染水流出の原因究明は出来ているのか。
- ④ データの隠ぺい・非公開・未確認についての責任
  - ・ 東電は、告示濃度基準を超えるようであれば規制上問題となる認識はあったのか、測ることに對する躊躇や抵抗はなかったのか。
  - ・ 2014年2月26日の原子力規制委員会決定は、排水路の水について、連続的に測定して報告を受けることが前提ではなかったのか。規制委は、測定と報告を促す立場にあったと思われるがなぜこれを怠ったのか。
- ⑤ K排水路から直接海へ放出されていることを放置してきたのはなぜか。
  - ・ 全漁連の要請にどのように対応しているのか
- ⑥ 再稼働審査を中止し、原因究明と海洋流出を止めることが最優先。

#### 質問事項

- (1) 今回2月22日に警報が鳴った事態について、原因は明らかになっているのか。
- (2) K排水路における放射線濃度上昇について、原因は明らかになっているのか。
- (3) 東電は2013年11月にK排水路の放射能濃度の上昇を把握し、2014年1月の原子力規制委員会汚染水対策WGで報告しているが、このとき、規制委側から水路の付け替えについて検討の要請があったが、検討はされたのか。規制委がその後、確認を怠ったのはなぜか。
- (4) 東電は2014年2月の特定原子炉施設検討会において、K排水路周辺の除染を年度内に行うとし、2号機周辺は先行して実施するとしていたが、実施したのか。予定した除染では線量が下がらなかったということだが実施状況はどうであったのか。実施状況につき、規制委が確認を怠ったのはなぜか。
- (5) 東電が2014年4月以降測定したデータについて、社内でいつどのような検討が行われたのか明らかにされたい。東電が測定結果を公表しなかったのはなぜか。また、規制委がデータ開示を要求しなかったのはなぜか。

## (4) - 2 K排水路調査結果 (模式図)

- ・2号機法面U字側溝から比較的高濃度の汚染が流入しており、主たる汚染源になっているものと推定。
- ・2号機法面U字側溝近傍は高線屋であり、敷地内線量低減計画と合わせて清掃を実施予定。

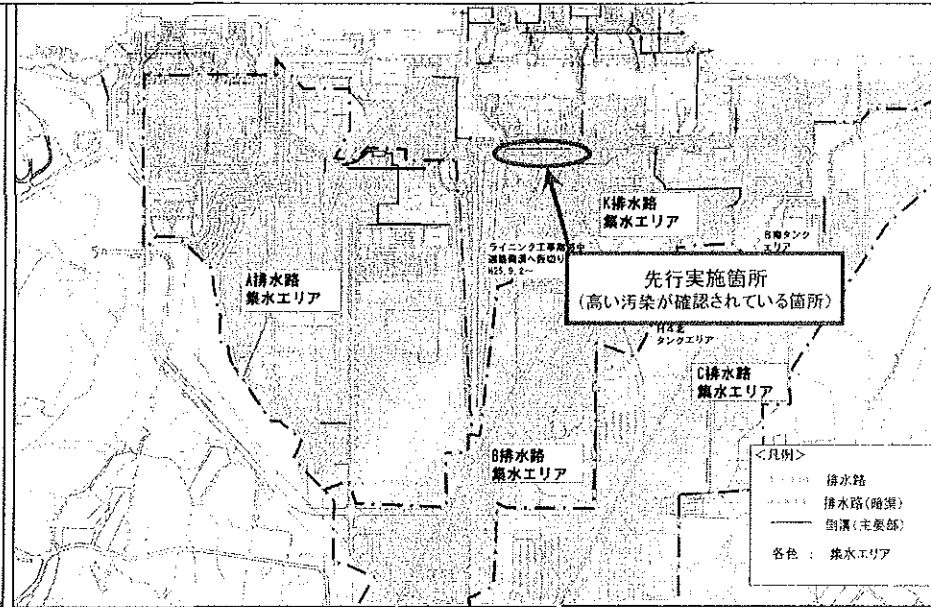


【資料1】 2014年1月 汚染水対策検討WG 東電提出資料より

告示濃度限度 Cs-134 : 60 Bq/L、Cs-137 : 90 Bq/L、Sr-90 : 30 Bq/L、H-3 : 60,000 Bq/L

### 4.3 排水路の汚染状況の改善 (②側溝)

- 側溝の清掃は、敷地の除染計画と併せて実施計画を立案する。  
特に汚染の高いエリアは周辺の除染と併行して先行実施。



無断複写・転載禁止 東京電力株式会社

17

【資料2】 2014年2月 特定原子力施設検討会東電提出資料より

## 2. タンク汚染水放出問題

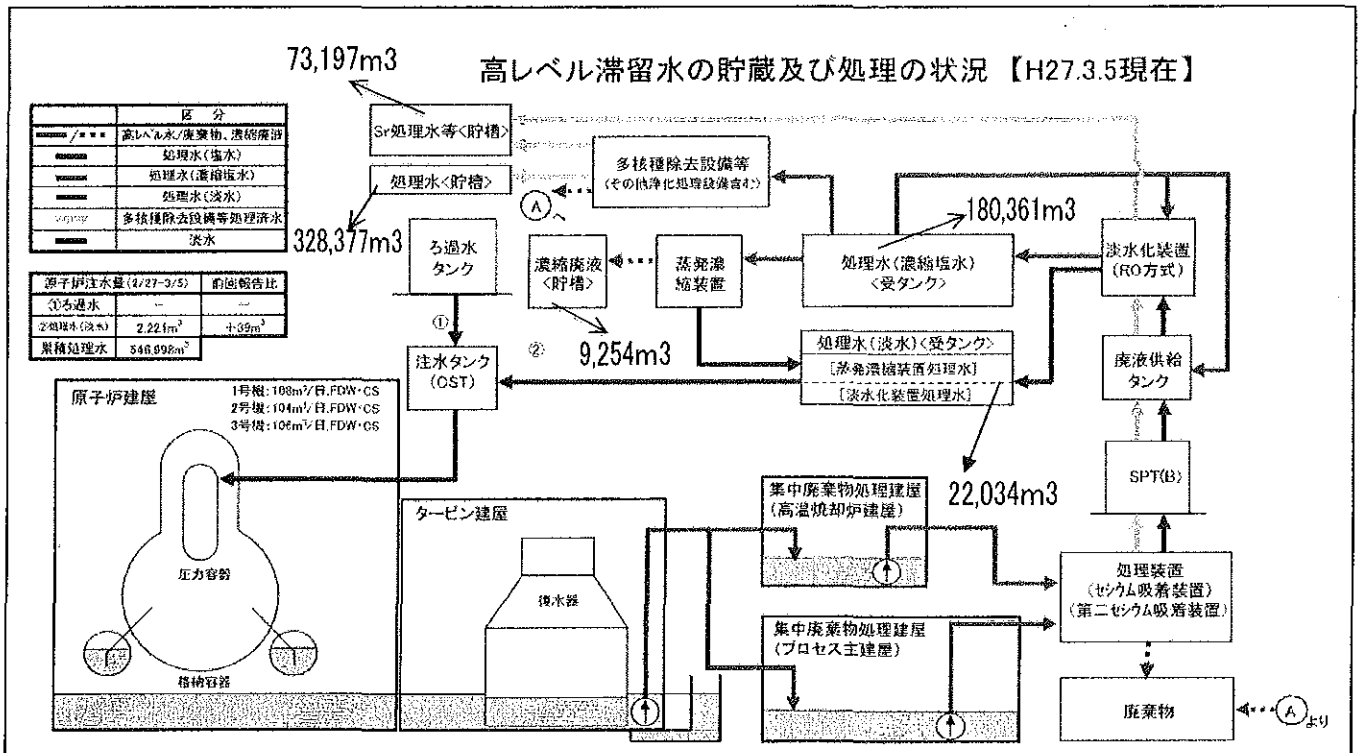
### ★交渉のポイント

- タンク中の汚染水の種類ごとの現状（貯蔵量と容量）とこの先の見通しについて確認（資料5）

				貯蔵容量の余裕は？ (貯蔵量/貯蔵容量)
水種別の貯蔵量 ※1	前回報告比	貯蔵容量 ※2,3		
濃縮塩水※4	180,361m <sup>3</sup>	▲21,755m <sup>3</sup>	324,500m <sup>3</sup>	55.6%
淡水	22,034m <sup>3</sup>	▲609m <sup>3</sup>	27,500m <sup>3</sup>	80.1%
濃縮廃液	9,254m <sup>3</sup>	+363m <sup>3</sup>	20,000m <sup>3</sup>	46.3%
処理水	328,377m <sup>3</sup>	+6,827m <sup>3</sup>	343,700m <sup>3</sup>	95.5%
Sr処理水等	73,197m <sup>3</sup>	+16,956m <sup>3</sup>	83,100m <sup>3</sup>	88.1%

	貯蔵量	前回報告比	貯蔵容量 ※2
廃液供給タンク	738m <sup>3</sup>	▲30m <sup>3</sup>	1,200m <sup>3</sup>
SPT(B)	1152m <sup>3</sup>	+322m <sup>3</sup>	3,100m <sup>3</sup>

【資料5-1】 高レベル滞留水の貯蔵および処理の状況 2015.3.5 東電HPより



【資料5-2】 東電 2015年3月6日「貯蔵及び処理の状況について（第191報）」に数値を加算

- ALPS 処理水やストロンチウム処理水も大量のトリチウムを含んでおり、汚染水とみなすべき。その点、東電のHPでの宣伝を批判し書き換えを求める。（資料6）

Q. タンクに溜まっている汚染水はどのくらいなの？

A. 発電所内の敷地内に貯蔵している汚染水は、平成27年1月現在で約26万トンにのびります。

【資料6】 東電HPより

### 3. 汚染水対策と高浜原発再稼働問題

#### ★交渉のポイント

- ・ 下記質問のうち、(1)と(2)はすでに1月交渉でおおむね確認できているが、「中長期的な対応が必要となる場合」に、福島のような汚染水対策が含まれることは再確認しておく必要がある。それが認められれば、事故直後から対策が必要であることは必然的に含まれることになる。
- ・ 中長期的課題とは事故から4年経過しても解決の見込みがない課題のことかと確認する必要がある。
- ・ (3)のポイントは、関電自体が福島のような汚染水対策が必要なことを認めていることにある。関電が認めている対策(設備)をなぜ関電に具体的に要求しないのかが問題。ただし、福井県の専門委のことなので、規制庁は直接関係ないとしてはぐらかされる可能性がある。

#### 質問事項

(1) 新規制基準(原子力規制委員会規則第五号)55条に「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。」とあることについて、これは、「格納容器の破損に至った場合」を想定していること、気体か液体かといった、放射性物質の状態に限定をつけていないということで間違いないか。

(2) 関電高浜原発の「審査書(案)に対するご意見への考え方」(平成27年2月)において、炉心溶融時の冷却水に起因する汚染水の対策についての「考え方」に「重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であることを確認しています」とあるが、

①「中長期的な対応が必要となる場合」には、福島第一原発で生じているような汚染水に対する対策が必要となる場合が当然含まれるということでしょうか。

②そのような汚染水が事故直後に発生する可能性があると考えられるがいかがか。

(3) 福井県原子力安全専門委員会(2012年9月6日)において、高濃度汚染水対策について質問を受けた関西電力は、回答の中でタンカーやゼオライトを挙げて、福島第一原発で発生したような汚染水への対策が必要であることを認めている。関電に対し、現在の段階で、汚染水対策としての設備を設けるよう要求すべきではないか。

#### 資料3-(1)

##### ◆設置許可基準規則55条

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第五十五条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。

貯蔵することが大事になってくるため、構内を見渡すと、（例えば）復水器は、大飯の場合6000トン程度の貯蔵能力があり、東電の時に話題になったメガフロートやタンカー、こういった大きなものであれば、国内のどこに何があるのかかなりはつきりしており、いざ調達をかければ持ってくることができると考えている。東電の状況を見極めながら考えていきたい。

（中川委員長）（前略）

・ そういうものを、事故が起こってからどこかに発注して、よそから持ってきてということをしていると手遅れになる。このため、あらかじめそういうものを準備しておき、いざという時には繋ぎ込むという体制があってもよいのではないかと思う。

そのあたりも検討していただきたい。

（関西電力）

・ 対応策、手配については、我々なりに検討したいと考えている。

◆福井県原子力安全専門委員会（2014年11月20日）

（岩崎委員）（前略）

・（対策を見ると）すべて水を注入するという話ばかりである。結果、汚染水が大量に出てくることになる。（こうした注水設備を設置する際には）高濃度の汚染水を処理するところまでセットで計画を立てていただきたい。

・ 東京電力の福島第一原子力発電所のサイトでは、その処理がうまくいっていないはずであり、海に垂れ流している状況が続いていると予想する方が妥当であると思う。

（関西電力：勝山統括）

・ 本件については、以前にもご指摘頂き、我々として、一定の考え方などをまとめ、機材の手配などを行ったところである。